

令和7年度 奈良県自然環境保全審議会鳥獣部会 議事録

- 1 日時：令和8年3月9日（月） 14：30～16：30
- 2 場所：奈良経済倶楽部4階会議室
- 3 出席委員（五十音順）
大井委員、喜久山委員、永田委員、細谷委員、揉井委員、横山委員、吉岡委員
欠席：八代田委員
- 4 鳥獣部会の開催
 - ・委員8名中7名の出席があり、奈良県自然環境保全審議会運営要綱第4条第4項の規定により会議は成立
 - ・オブザーバー2名出席
株式会社野生動物保護管理事務所 海老原様、浅見様
 - ・部会長選出
奈良県自然環境保全条例（奈良県自然環境保全審議会）第16条3項により横山委員を選出
 - ・部会長職務代理者の指名
奈良県自然環境保全条例第16条5項により、部会長の専決事項により吉岡委員を指名
 - ・議長選出
奈良県自然環境保全審議会運営要綱第4条第3項の規定により横山部会長を議長に選出
 - ・会議の非公開
非公開の内容が含まれていないため公開が提案され、異議なしで可決
 - ・議事録署名人の選出
揉井委員、吉岡委員
- 5 議題
 - 第1号議案（1）奈良県ニホンザル第二種鳥獣特定計画 第2次計画の策定について
 - 第2号議案（2）奈良県第13次鳥獣保護管理事業計画の第2回変更について

■第1号議案：奈良県ニホンザル第二種鳥獣特定計画 第2次計画の策定について

（事務局）奈良県ニホンザル第二種鳥獣特定計画及びニホンザルモニタリング報告の概要説明

（大井委員）群れ探索行動特性調査とはどういうものか。

（WMO）いわゆるルートセンサスで、環境省の呼び方が変わったもの。住民からの目視による群れ調査の情報をまとめたもの。

（大井委員）被害防止対策がうまくいかなかった原因は何か。

（事務局）サル対策に関する知識が十分でなかったことが考えられる。サルは群れで管理する必要があり、シカ・イノシシとは対策が異なるが、群れに対してでなく出沒した個体に対して捕獲していた点があげられる。県では市町村担当者へサル対策に関する研修やヒヤリングでの説明を行ってきたところ、市町村独自で群れの管理調査を行うところも出てきている。今後も県は、市町村の状況に応じた支援を実施していく。

（大井委員）前計画でなぜうまくいかなかったかについて、今回の計画で記載すべきである。

（事務局）承知した。

（大井委員）サルの被害額が大きい品目は何か。

（事務局）野菜、果樹、芋類の順で被害額が大きい。

（大井委員）被害額は減っているのに、住民の意識が上がっている理由は何か。

（事務局）統計情報に上がらない家庭菜園の被害、屋根に上がって瓦を壊す、倉庫の野菜を盗むといった被害によるものと考えている。

(議長) ルートセンサ調査ではサルに発信器等は取り付けているのか。

(WMO) ルートセンサは群れ数・分布・加害レベルの調査であり、ヒヤリング・目視・アンケートを活用するもの。

(永田委員) モニタリング P8 の農業被害の大きさのアンケート結果は R6 情報だが、計画は R5 情報で作成されているのはなぜか。

サルの農業被害を「深刻」と捉える県民の割合を R5 の 15.9% から 10% まで軽減することだが、R6 のアンケート結果では「深刻」と回答する割合が 18.5% である。15.9% を 10% 以下まで軽減するのではなく、18.5% を 10% 以下まで軽減することに目標が変わると考えられるが、支障はないのか。

(事務局) パブリックコメント開始時(2月5日)には計画案を既に確定しておく必要があり、R6 データが未確定だったため反映できなかった。ただし、現在は R6 データが確定しているため、計画本文には最新情報を反映させる。10% という目標値は維持すべきと考えている。

(揉井委員) 表 7 を見ると南部東地域は対策をよくとっているが、南部西地域は対策が鈍い理由は何か。

(事務局) 対策を実施できる体制がなかったこと、以前は実施したが状況が変わり実施できなくなったこと等が考えられる。

(議長) 市町村別の被害防除対策の実施状況について、対策が完了したから実施していないのか、そもそも何も行っていないのかで大きく異なる。

(喜久山委員) 議論からそれるが天川村の御手洗溪谷で屋根に登っているのを見たが、その家は空き家。このような状況は増えている。追い払いも難しくなっているように思う。

(議長) 社会的な要因で対策を進めるのが困難になってきているのではないか。

(大井委員) 農業被害を「深刻」と回答する割合を減らすには群れを管理すべきとのことだが、県としてどこでどのように対策を進めるのかが見えない。表 7・表 8 は非常に良い表であり、この情報を踏まえて対策を市町村とどう進めるかを計画に記載した方が良い。

(事務局) 市町村が作成する地域実施計画を県でとりまとめることで、県全体としての方向性を定めていく段階である。

地域実施計画から地域の現状を踏まえ、今後 5 年間で市町村と連携して進めていきたい。

(大井委員) 理解した。しかし、県としての戦略が明確でないと市町村は動きにくい。地域実施計画を作成していくなかで具体的にしていってほしい。

(事務局) 承知した。

(大井委員) 群れの状態を前回の調査結果との比較がわかりやすい形にした方が良い。

(事務局) 資料を追記する。

(議長) 農業被害額が減っているのに、住民の被害意識は減っていないという齟齬が生じている。地域計画の進行状況を、モニタリング報告にしっかり含めてほしい。

(議長) 表現修正・最新データの反映を行った上で、部会長一任で承認してよいか。

(各委員) 異議なし。

■第 2 号議案：奈良県第 13 次鳥獣保護管理事業計画 第 2 回変更について

(事務局) 概要説明。

(議長) ニホンザル関連条項(被害発生地域・対象、凶表の年度など)を最新状況に合わせて整備・修正するという理解でよいか。

(事務局) はい。

(議長) それでは第二号議案についてもこのまま承認してよいか。

(各委員) 異議なし。

【報告案件】

報告案件（１）奈良県ツキノワグマ保護管理計画のモニタリング報告について

（２）奈良県ツキノワグマ保護管理計画（第６次計画）策定後の状況について

■説明

（事務局）概要説明

■意見等

（吉岡委員）クマ対策は保護と管理の両面からとのことだが、昨今話題の多い東北地方のクマの対策と、奈良県含む紀伊半島のクマの対策は根本的に違うものと考えていいのか。

（事務局）東北地方ではクマの個体数が多く、人との軋轢が強まっているため、対策の中心は管理に置かれている。一方、紀伊半島ではツキノワグマの個体数が少なく、環境省も「保護を優先すべき地域個体群」と位置づけていることから、従来は保護が基本方針であった。

ただし近年は集落付近への出没や人との接触が増えてきているため、紀伊半島では保護を前提に必要な管理を組み合わせる方針へと移行しつつある。そのため東北と紀伊半島ではクマ対策の根本的な考え方が異なる。

（大井委員）今年度、錯誤捕獲が下市町・五條市に集中している理由は何か。

（事務局）現時点では明確な理由は不明である。

（大井委員）五條市、下市町共にツキノワグマの生息域の中でも比較的山深くない地域である点と、錯誤捕獲という点から、クマの脱出口を備えた箱わなの普及率が低い可能性が考えられる。今後の施策として、クマの脱出口を備えた箱わなの普及促進を検討してはどうか。

（横山委員）錯誤捕獲への対策としては、捕獲後速やかに放獣すれば問題は無いので、必ずしも脱出口を備えた箱わなによって対策をしなければならぬというわけではない。

（事務局）ご意見を参考に、今後の普及啓発に努める。

（横山委員）人身被害に関する記載がモニタリング報告書内に見当たらない。件数は少ないが、重要なデータとなるため、当時の状況や詳細等について取りまとめてほしい。

（事務局）人身被害に関する項目を報告書に追加する。

報告案件（３）奈良県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画のモニタリング報告について

■説明

（事務局）概要説明

■意見等

（揉井委員）P16の北西部と東部のグラフが同じものが掲載されている。修正してください。

（事務局）承知した。

（横山委員）南部の方が銃猟による捕獲効率が良いにもかかわらず、捕獲数自体は北部中部地域が大きくなっているのはどのような理由が考えられるか。

（森林技術センター）南部地域では銃猟による捕獲効率は高いものの、銃出猟者数が少なく、捕獲圧が十分に高くないことから、捕獲頭数は伸びにくい状況にある。一方、北部・中部地域は銃出猟者数が多く、加えて有害捕獲やわな捕獲が継続的に実施されているため、捕獲効率は南部ほど高くないても、累積的に捕獲頭数が多くなっていると考えられる。

（永田委員）森林・林業被害の推移において毎年被害面積が同じ市町村があるが、それはなぜか

（森林環境課）森林被害の面積は、農林振興事務所を通じて市町村に対して依頼し、報告したものとなっている。このため、毎年実地調査で測っているわけではなく、市町村担当者が林業関係者への聞き取りによるものが中心である。そのため、「昨年と同じ」「変わらない」と回答されれば、前年と同じ被害面積として記録される。今後は、奈良県フォレスターが各市町村に派遣されているため、より精査された数値が出てくると思われる。

報告案件（４）奈良県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画のモニタリング報告について

■説明

（事務局）概要説明

■意見等

なし

報告案件（５）奈良市ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画のモニタリング報告について

■説明

（事務局）概要説明

■意見等

（吉岡委員）生息密度は出ているが令和7年度の生息数は何頭か。

（奈良公園室）暫定値で約6400頭である。

（横山委員）モニタリング調査のうち生息密度調査について、生息密度が高くなっている理由を奈良公園室としてどのように考えているか。

（奈良公園室）現在お示ししている数値は暫定値であることをご理解いただきたい。

その上で、生息密度が高くなっている要因としては、当該地域での個体数の増加に加え、奈良市外からの流入の可能性も考えられる。

（横山委員）捕獲頭数を増やすことはできないのか。

（奈良公園室）奈良のシカは害獣ではなく、野生動物であるとともに天然記念物であるため、捕獲には現状変更許可等の法的手続きが必要となる。その上で、生態系の維持に配慮しながら、奈良のシカ保護管理計画検討委員会において捕獲頭数について議論している。このため、個体数が多いという理由のみで直ちに捕獲頭数を増やすことはできない。捕獲頭数の検討にあたっては、農業被害アンケート、生息密度調査、個体分析事業による捕獲個体の分析結果等を踏まえるとともに、防鹿柵等の対策を講じた上でも被害が軽減しない場所であるかどうか、また被害状況や生態系への影響を確認したうえで判断する必要がある。

以上の議事を認め、署名する。

署名委員

令和8年3月18日
捺井千代子 印

署名委員

令和8年3月18日
吉岡豊 印